

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」 (金融庁)にもとづく<九州ろうきん>の取り組みについて

近年、国内において預金口座を悪用した特殊詐欺などの金融犯罪が発生しています。また、国際社会においてもマネー・ローンダリング、テロ資金供与や大量破壊兵器拡散などの防止対策の重要性がますます高まっております。

当金庫においても、これらの犯罪行為を防止し、お客さまが安心・安全にお取引できるよう、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」および金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」にもとづき、お取引を行う目的やご職業等、お客さまに関する情報を確認させていただく場合がございますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、当金庫が求める情報や資料のご提出にご協力いただけない場合は、お取引を制限させていただきます場合がございます。

お客さまには大変お手数をおかけいたしますが、安心・安全に当金庫をご利用いただくために必要な取り組みですので、何卒ご理解ご協力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

記

1. 口座開設時のお取引目的の確認

普通預金口座を開設されるお客さまには、お取引の内容等に応じて、ご利用目的やお客さまに関する情報等をお伺いするアンケートへのご回答および、お取引目的の確認資料のご提示等をお願いしております。

2. 定期的なお客さま情報ご提供のお願い

既にお取引いただいているお客さまについて、お取引の内容や状況等に応じて、本人確認書類並びにお取引を行う目的やご職業等のお客さま情報を店頭窓口や郵送等により確認させていただいております。

3. 在留状況の確認(外国人のお客さま)

外国人のお客さまには、在留状況(在留資格・在留期限等)の確認として、口座開設のお手続き時に在留カードまたは特別永住者証明書の提示をお願いしております。

既にお取引いただいているお客さまにつきましても、お取引の内容、状況等に応じて、在留期限・在留資格等をあらためて確認させていただく場合があります。在留期間・在留資格等を更新した場合は、新たな在留カードを当金庫にご提示ください。

【ご参考】

金融庁ホームページ「金融機関のマネロン対策にご協力ください」

<https://www.fsa.go.jp/news/30/20180427/20180427.html>

財務省ホームページ「知ってる? マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策」

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amlcftcpf/

全銀協ホームページ「銀行からのお客さまの情報やお取引の目的等の定期的な確認にご協力ください。」

<https://www.zenginkyo.or.jp/money-laundrying/>